

第21回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年3月27日(木) 午後1時30分から午後4時50分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 14人
会長 7番 中井 悟
会長職務代理 3番 西元 道啓
委員 1番 中村 広 2番 気田 仁奈
5番 西田 和幸 6番 伊藤 忠幸
8番 坂野 幸夫 9番 吉田 靖志
10番 杉本 峯一 11番 石井 妙司
12番 坂井 明治 13番 近藤 一祝
14番 黒川 利光 16番 安田 伸二
- 4 欠席委員 15番 宮武 正人
- 5 議事日程
 - 第1 会議録署名委員の指名について
 - 第2 会期の決定について
 - 第3 諸報告について
 - 第4 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 第5 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第6 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 第7 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 第8 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第9 農用地区域の変更について
 - 第10 農業委員会の最適化活動に向けた令和7年度の目標の設定等(案)について
 - 第11 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 高田 幸則
農地係長 小柳 大騎

7 会議の概要

議長
(中井会長)

ただいまの出席委員は、14名であります。
定足数に達しておりますので、これから第21回 蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

なお、欠席の申し出が 宮武委員 からありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

それでは、13番 近藤委員 と 14番 黒川委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第20回の総会以降の諸般について、報告します。

- | | | |
|------|-------------------|-----|
| 3/18 | 北海道農業会議総会 | |
| | 市町村農業委員会会長・事務局長会議 | 札幌市 |
| 3/18 | 後志地方農業委員会連合会意見交換会 | 札幌市 |
| 3/19 | 北海道農業委員会常設審議委員会 | 札幌市 |

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

番号1番から番号6番について上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。
令和7年3月27日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間や各種日付は記載のとおりです。解約理由は譲渡するためです。

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。契約期間や各種日付は記載のとおりです。解約理由は借主の離農に伴い、契約相手を変更するためです。

番号3番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間や各種日付は記載のとおりです。解約理由は借主の離農に伴い、農地を返還するためです。

番号4番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間や各種日付は記載のとおりです。解約理由は借主の離農に伴い、契約相手を後継者に変更するためです。

番号5番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間や各種日付は記載のとおりです。解約理由は借主の離農に伴い、契約相手を後継者に変更するためです。

番号6番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。契約期間や各種日付は記載のとおりです。解約理由は他の者に譲渡するためです。

ご審議願います。

議長
(中井会長)

5番
(西田委員)

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

番号1番、内容に関しましては事務局の説明のとおりでございます。場所については、〇〇から〇〇にぶつかった所を右に曲がり、次の左に曲がる道路があり、そこを真っ直ぐ行きますと、〇〇が左にあるのですけれども、その向い側の土地になります。5号議案にも出ますので、よろしく願いいたします。

6番
(伊藤委員)

番号2番3番、内容については事務局の説明のとおりであります。場所ですけれども、2番の方ですが、〇〇ですが、図面の方の右側の赤く囲っている道路向かいが〇〇なのですが、そのまわりの土地となっております。あと2筆ですが、ここから〇〇mほど〇〇方面へ行って、左の方へ降りていく道路があるのですが、そこを〇〇mほど入って行った所の左側とそこからさらに奥の所に1筆あります。

続いて3番、場所ですけれども、〇〇から〇〇mほど〇〇の方へ戻った所の〇〇側の1団地です。

よろしく願いいたします。

12番
(坂井委員)

番号4番5番、内容につきましては事務局の説明のとおりでございます。場所なのですけれども、〇〇方面へ向かいまして、〇〇を渡りきり、すぐ右に曲がりまして、〇〇を約〇〇kmほど行った所に〇〇があるのですけれども、〇〇側の圃場になります。

番号5番、場所なのですけれども、〇〇から〇〇mほど行った所に〇〇に続いている道があるのですけれども、約〇〇m位行った所に〇〇があるのですけれども、その周りの一角の圃場となります。

よろしく願いいたします。

3番
(西元委員)

番号6番、内容につきましては事務局の説明とおりでございます。場所は、〇〇がございまして。〇〇方面から〇〇に向かって行って、手前〇〇m位の所から〇〇へ上がって行く道路があります。そのまま〇〇の方に行きますと、〇〇がございまして。その〇〇の方まで行きますと、〇〇に戻ってくる道路がございまして。その〇〇側に1団地、〇〇を渡った所にもう1団地でございます。

よろしく願いいたします。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

本案の番号1番から6番については、原案のとおり受理することとします。

日程第5、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

番号1番から番号19番について上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和7年3月27日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、譲渡人は蘭越町、譲受人は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買、譲渡理由は譲受人の圃場の中にある町有地を売り渡すためです。価格は総額〇〇円で、10a当たりの価格は田で〇〇円です。なお、この価格は先月の総会で議決された意見価格である〇〇円に財務省の定める国有財産評価基準に基づき、蘭越町の方で単独利用困難な土地であるとして50%の修正率を乗じたものとなっています。

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は使用貸借、賃借理由は引き続き経営を移譲した後継者に農地を貸付するもので

す。価格は無償です。契約期間は10年間です。

番号3番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、賃借理由は農地を借り受けし、農業経営の安定化を図るものです。価格は総額〇〇円で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、畑で〇〇円です。契約期間は10年間です。

番号4番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、賃借理由は農地を借り受けし、農業経営の安定化を図るものです。価格は総額〇〇円で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、畑で〇〇円です。契約期間は10年間です。

番号5番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、賃借理由は農地を借り受けし、農業経営の安定化を図るものです。価格は総額〇〇円で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、畑で〇〇円です。契約期間は10年間です。

番号6番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、賃借理由は農地を借り受けし、農業経営の安定化を図るものです。価格は総額〇〇円で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円です。契約期間は3年間です。

番号7番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は使用貸借、賃借理由は後継者に経営を移譲するために農地を貸付けするものです。価格は無償です。契約期間は10年間です。

番号8番、貸主は〇〇さん外1名、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は使用貸借、賃借理由は共有持分権者の〇〇さんの離農に伴い、その後継者に農地を貸し付けするものです。価格は無償です。契約期間は3年間です。

番号9番、貸主は〇〇さん外1名、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は使用貸借、賃借理由は

共有持分権者の〇〇さんの離農に伴い、その後継者に農地を貸し付けするものです。価格は無償です。契約期間は3年間です。

番号10番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃借権の移転、譲渡理由は後継者に経営を移譲するために、賃借権を移転するもので、土地所有者は〇〇さんです。価格は総額〇〇円で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円です。契約期間は令和8年11月24日までです。なお、旧契約期間は令和3年11月29日から令和8年11月24日までです。

番号11番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃借権の移転、譲渡理由は後継者に経営を移譲するために、賃借権を移転するもので土地所有者は〇〇さんです。価格は総額〇〇円で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円です。契約期間は令和12年10月29日までです。なお、旧契約期間は令和2年10月30日から令和12年10月29日までです。

番号12番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃借権の移転、譲渡理由は後継者に経営を移譲するために、賃借権を移転するもので、土地所有者は〇〇さんです。価格は総額〇〇円で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円です。契約期間は令和12年10月29日までです。なお、旧契約期間は令和2年10月30日から令和12年10月29日までです。

番号13番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃借権の移転、譲渡理由は後継者に経営を移譲するために、賃借権を移転するもので、土地所有者は〇〇さんです。価格は総額〇〇円で、10a当たりの価格は田で〇〇円です。契約期間は令和10年3月28日までです。なお、旧契約期間は平成30年3月29日から令和5年3月28日までで、自動更新を1回行っていきます。

番号14番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃借権の移転、譲渡理由は後継者に経営を移譲するために、賃借権を移転するもので、

土地所有者は〇〇さんです。価格は総額〇〇円で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円です。契約期間は令和10年3月28日までです。なお、旧契約期間は平成30年3月29日から令和5年3月28日までで、自動更新を1回行っていきます。

番号15番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、賃借理由は〇〇さんの離農に伴い、その後継者に引き続き、農地を貸し付けするものです。価格は総額〇〇円で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円です。契約期間は5年間です。

番号16番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、賃借理由は福岡毅氏の離農に伴い、その後継者に引き続き、農地を貸し付けするものです。価格は総額〇〇円で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円です。契約期間は5年間です。

番号17番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は使用貸借、賃借理由は引き続き経営を移譲した後継者に農地を貸付するものです。価格は無償です。契約期間は10年間です。

番号18番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は使用貸借、賃借理由は引き続き経営を移譲した後継者に農地を貸付するものです。価格は無償です。契約期間は10年間です。

番号19番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇、土地は〇〇番、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、賃借理由は農地を借り受けし、農業経営の安定化を図るものです。価格は総額〇〇円で、10a当たりの価格は畑で〇〇円です。契約期間は3年間です。

ご審議お願いいたします。

議長
(中井会長)

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

5 番
(西田委員)

番号1番、内容に関しましては事務局の説明のとおりでございます。場所につきましては、〇〇を右に曲がって突き当たりを右に曲がった所の〇〇の裏になります。よろしくお願いいたします。

6 番
(伊藤委員)

番号2番から12番、内容に関しましては事務局の説明のとおりでございます。場所ですけれども〇〇から約〇〇m位手前にあるのですけれども、〇〇の前と道路挟んでの向かいと〇〇側に1団地、〇〇を越えて〇〇に出る道路があるのですが、その両側にある団地になっております。また〇〇の〇〇があった場所なのですけれども、そこから〇〇に〇〇m位入った所の〇〇側にある1団地となっております。

番号3番、場所ですけれども、〇〇があるのですけれども、そこから〇〇にある一団地となっております。

番号4番、場所は、議案第1号2番の土地になります。畑の部分もあります。

番号5番、場所は、先ほどの4番のちょうど真ん中位にあった土地なのですけれども、〇〇の方の横にある土地と〇〇の向かいになります。

番号6番、場所は、〇〇から〇〇を〇〇方面に〇〇mほど来た所に〇〇があるのですが、その道路挟んで向かい側の圃場となっております。

番号7番①、場所は、〇〇の〇〇側ですね、〇〇に〇〇mほど〇〇に入って来た所の左にある場所となっております。

②は御成の〇〇の周り、道路挟んで向かいの土地となっております。

番号8番、場所は、〇〇の裏とその〇〇側に離れた1団地となります。

番号9番、場所は、番号8番の隣となります。

番号10番、場所は、〇〇から〇〇mほど道路へ入って来た所の左手になる土地となります。

番号11番、場所は、〇〇から〇〇kmほど〇〇方面へ〇〇を来たところに〇〇があり、その周りの土地となります。

番号12番、場所は、〇〇がある裏手にある土地となります。よろしく願いいたします。

12番
(坂井委員)

番号13番から16番、内容につきましては事務局の説明のとおりでございます。13番の場所は、〇〇を渡りましてすぐに、右へ曲がりまして約〇〇kmほど行きましたら、〇〇があり、その〇〇側の方の圃場となります。

番号14番、場所は、〇〇から〇〇mほど行った所に〇〇があるのですけれども、〇〇側の圃場となります。

番号15番、先ほど議案第1号4番で説明した場所となります。

番号16番、場所は、議案第1号5番で説明した場所となります。よろしく願いいたします。

16番
(安田委員)

番号17番、内容につきましては事務局の説明のとおりです。場所ですが、〇〇の周りとは〇〇に向けて場所は点在していますけれども、縦長にある農地です。よろしく願いいたします。

9番
(吉田委員)

番号18番、内容に関しましては事務局の説明のとおりでございます。場所ですけれども、議案第2号18番①を見ていただきたいのですが、〇〇があり、その周りの1団地の農地がありまして、〇〇方面へ進みますと〇〇がありまして、その斜め向かいに〇〇があります。〇〇の斜め前辺りに1団地ありまして、〇〇の前に〇〇を挟んで向い側に1団地、そこから〇〇方面に進んでいきますと〇〇がありまして、裏側にさらに1団地あります。

②の図面を見ていただきたいのですが、〇〇から〇〇を〇〇km進みますと〇〇の終わりに〇〇があります。その〇〇の向かいに1団地あります。よろしく願いいたします。

13番
(近藤委員)

番号19番、内容に関しましては事務局の説明のとおりでございます。場所は、〇〇を真っ直ぐ上がって行って〇〇に向かいまして、〇〇に入り、手前と〇〇にある一角となります。よろしく

お願いいたします。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

本案については原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

日程第6、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

番号1番について上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第4条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和7年3月27日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、申請者は〇〇さん、場所は〇〇番、現況は田、面積は〇〇㎡です。申請理由は、農家住宅、車庫物置及び営農用車両駐車場として建築・利用するためです。別紙調査書をご覧ください。

農地区分は、水道管などの埋設道路沿道で、500m以内に2つ以上の教育施設などがあり、また300m以内に市町村役場があることから第3種と判断し、本件につきましては、当該地に農家住宅等を建築及び利用するものであり、事業目的を達成している土地が周辺には申請地以外にないため、転用はやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

なお、番号1番については2月27日の総会で農地法第4条の規定による、許可について、許可相当である旨、北海道農業会議に諮問しておりました。

この度、3月19日付けで北海道農業会議常設審議委員会から許可相当である旨の回答がありました。

ご審議お願いします。

議長
(中井会長)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

12番
(坂井委員)

番号1番、内容につきましては事務局の説明のとおりでございます。場所は、〇〇に入る交差点があるのですけれども〇〇を〇〇方面に向かうのですけれども、〇〇を約〇〇m位下りましたら、〇〇があるのですけど、その間向いの圃場となります。よろしくお願いたします。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

本案の番号1番については、原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。

日程第7、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

番号1番から番号2番について上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第5条第1

項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、意見を求める。令和7年3月27日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、申請者は貸主が〇〇さん、借主が〇〇、土地は〇〇番、現況は畑、面積は〇〇㎡、農用地区域外の第1種農地、権利の種類は使用貸借です。申請理由は、土捨場として使用するためです。別紙、調査書をご覧ください。

農地区分は第1種で第1種農地については原則不許可となっておりますが仮設工作物の設置その他の一時的な利用として、当該農地を供することが必要と認められる場合は不許可の例外となっており、本件につきましては、2年間の一時使用であること、土捨場として利用すると同時に農地改良をするために、一時転用することはやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

番号2番、申請者は貸主が〇〇さん、借主が〇〇、土地は〇〇番、現況は田、面積は〇〇㎡、農用地区域外の第2種農地、権利の種類は使用貸借です。申請理由は、土捨場として使用するためです。別紙、調査書をご覧ください。

農地区分は、小集団農地のため、第2種農地になり、本件につきましては、2年間の一時使用であること、土捨場として利用すると同時に農地改良をするために、一時転用することはやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

なお、番号1番から2番の案件は許可相当の可否について意見を求めるものです。

ご審議お願いします。

議長
(中井会長)

13番
(近藤委員)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

番号1番2番、内容につきましては事務局の説明とおりで、場所は、〇〇から左に入りまして、〇〇の手前から左に入って、さらに左手にあります。

番号2番、場所は、〇〇の手前右側になります。

議 長
(中井会長)

これより、質疑及びご意見を伺います。
質疑・ご意見はありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
原案のとおり、許可及び許可相当であると決定してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議 長
(中井会長)

本案については、北海道農業会議へ諮問することといたします。
日程第8、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

番号1番から番号16番について上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。

令和7年3月27日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借で、10a当たりの価格は田で〇〇円、総額で〇〇円、契約期間は3年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸付を継続するものです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額で〇〇円、契約期間は6年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸付を継続するものです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成

立する法律関係は売買で、10a 当たりの価格は田で〇〇円で総額〇〇円です。所有権移転時期等は記載のとおりです。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。

番号4番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借で、10a 当たりの価格は畑で〇〇円で総額で〇〇円、契約期間は10年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸付を継続するものです。

番号5番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借で、10a 当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で総額で〇〇円、契約期間は5年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸付を継続するものです。

番号6番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、農業用水路で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、10a 当たりの価格は〇〇円で総額〇〇円です。譲渡理由は、過去に売り残した農地を譲渡するためです。

番号7番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地所有者は〇〇さんです。土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃借権移転で、10a 当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で総額で〇〇円、契約期間は令和16年3月7日までです。なお、旧契約期間は令和6年3月8日から令和16年3月7日までです。貸付理由は、後継者に経営移譲したため、賃借権を移転するものです。

番号8番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地所有者は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃借権移転で、10a 当たりの価格は田で〇〇円で総額で〇〇円、契約期間は令和9年6月5日までです。なお、旧契約期間は令和4年6月6日から令和9年6月5日までです。貸付理由は、後継者に経営移譲したため、賃借権を移転するものです。

番号9番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、総額〇〇円です。所有権移転時期等は記載のとおりです。譲渡理由は、譲受人の経営規模を拡大するためです。

番号10番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、10a当たりの価格は畑で〇〇円で総額〇〇円です。所有権移転時期等は記載のとおりです。譲渡理由は、譲受人の経営規模を拡大するためです。

番号11番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で総額で〇〇円、契約期間は3年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸付を継続するものです。

番号12番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で総額で〇〇円、契約期間は3年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸付を継続するものです。

番号13番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で総額で〇〇円、契約期間は1年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸付を継続するものです。

番号14番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で総額で〇〇円、契約期間は3年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸付を継続するものです。

番号15番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権

設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で総額で〇〇円、契約期間は3年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸付を継続するものです。

番号16番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で総額で〇〇円、契約期間は3年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸付を継続するものです。

ご審議お願いいたします。

議長
(中井会長)

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

14番
(黒川委員)

番号1番、内容につきましては事務局の説明のとおりでございます。場所は、〇〇を〇〇方面に入っていきますと、〇〇があります。その横の田んぼになります。よろしくお願いいたします。

8番
(坂野委員)

番号2番、内容につきましては事務局の説明のとおりでございます。場所は、〇〇があるのですけれども、その向いに〇〇があります。その裏に1箇所と裏手に〇〇があるのですけれども、そこを挟んで向かい側にもう1箇所、よろしくお願いいたします。

5番
(西田委員)

番号3番、内容につきましては事務局の説明のとおりでございます。場所は、議案第1号1番で解約した案件と同じです。よろしくお願いいたします。

11番
(石井委員)

番号4番、内容につきましては事務局の説明のとおりでございます。場所は、非常に分かりにくいのですが、〇〇の方にずっと上がっていきますと、〇〇の方へ行く交差点がありますが、〇〇へ〇〇m位戻りまして、〇〇方面に〇〇m位〇〇の中にございます。よろしくお願いいたします。

番号5番、内容は事務局の説明のとおりです。場所は〇〇の近くの交差点を〇〇の方に向かいまして〇〇を通りまして、〇〇の方に向かって〇〇側に入りまして、〇〇m位入った所に〇〇があ

ります。その右手側の圃場になります。よろしくお願いいたします。

6番
(伊藤委員)

番号6番から8番、内容はいずれも事務局の説明のとおりです。6番の場所は、〇〇があるのですけれども、そこから〇〇へ約〇〇mほど〇〇方面に戻ってきて、また〇〇の方へ〇〇mほど入った場所になります。

番号7番、場所は、議案第2号7番①に出てきた土地と面してる場所となります。

番号8番、場所は、議案第2号10番で出てきた場所の〇〇側の場所となります。よろしくお願いいたします。

3番
(西元委員)

番号9番、〇〇の件ですけれども、今回1号議案で解約された〇〇さんの農地になります。よろしくお願いいたします。

番号10番、場所は、〇〇があったのですが、〇〇m位〇〇よりの〇〇と〇〇に挟まれた農地でございます。内容に関しましては事務局の説明とおおりです。よろしくお願いいたします。

16番
(安田委員)

番号11番から16番、内容につきましてはいずれも事務局の説明のとおりです。場所ですが、11番、〇〇から少し〇〇方面に行った所に〇〇があります。そこから〇〇の方へ向かって縦長にある農地です。

番号12番、場所は、〇〇の周り、〇〇挟みまして、〇〇の方に〇〇m位進んだ所と、〇〇に戻りまして、少し〇〇方面に〇〇m位行った所にある農地です。

番号13番、場所は、〇〇の前にある農地です。

番号14番、場所は、〇〇から〇〇と交差する所がありますが、その周辺にある農地になります。

番号15番、場所は、〇〇の所に〇〇がありますが、〇〇の方に上がっていきますと、〇〇があります。その周辺の農地になります。

番号16番、場所は、番号14番に隣接する農地で〇〇の周辺にある農地です。よろしくお願いいたします。

議長
(中井会長)

これより、質疑及びご意見を伺います。
質疑・ご意見はありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

本案の番号1番から番号16番については、原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。

番号17番について、上程します。
農業委員会法第31条、議事参与の制限により、
〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩とします。(〇〇委員退席)
再開します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号17番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で総額で〇〇円、契約期間は10年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸付を継続するものです。
ご審議願います。

議長
(中井会長)

担当委員から補足説明を願います。

14番
(黒川委員)

番号17番、内容につきましては事務局の説明とおりです。場所は、〇〇の斜め裏手にあります。よろしくお願いいたします。

議 長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議 長
(中井会長)

本案の番号17番については、原案のとおり決定し、その旨町へ
通知します。

暫時休憩といたします。(〇〇委員着席)
再開します。

日程第9、議案第6号 農用地区域の変更についてを議題とし
ます。

番号1番について上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第6号 農用地区域の変更について、農用地区域を変更す
ることについて、蘭越町長から下記のとおり協議があったので、
その可否について、意見を求める。令和7年3月27日提出。蘭
越町農業委員会会長名。

今回協議があったのは、変更が1件です。

番号1番、申請者は〇〇、土地は〇〇番、面積は田で〇〇㎡で
す。申請理由は乾燥施設建築のため、変更するものです。図面番
号、議案第6号1番をご覧ください。場所は、〇〇の裏の土地の
一角となります。

ご審議をお願いします。

議 長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

| | |
|---------------|--|
| 全委員 | 質疑なし。 |
| 議長 (中井会長) | 質疑なしと認めます。 異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。 |
| 全委員 | 質疑なし。 |
| 議長 (中井会長) | 本案について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。 |
| | 日程第10、協議第1号 農業委員会の最適化活動に向けた令和7年度の目標の設定等(案)についてを協議いたします。 事務局から説明願います。 |
| 事務局 (小柳係長) | 協議第1号 農業委員会の最適化活動に向けた令和7年度の目標の設定等(案)について、令和7年3月27日提出、蘭越町農業委員長名。 右上に協議第1号と書かれている令和7年度最適化活動の目標の設定等をご覧ください。 最適化活動の目標の設定等については、令和3年6月18日に閣議決定されました規制改革実施計画により、農業委員会の活動計画については、最適化活動に係る目標を定め、具体的な活動を記録し、活動の評価、公表、点検に取り組むこととなっております。 それでは令和7年度における最適化活動の目標の設定等の内容ですが最初のページの農業委員会の状況につきましては記載のとおりです。 続きまして次のページ、最適化活動の目標につきましては、令和12年度までに道の定めた集積率目標95%を達成するように現行の92.1%から計算して、令和7年度末は92.6%、新規集積面積は18haと設定しております。 次に(2)の遊休農地の解消につきましては、昨年10月の農地パトロールの結果を含めた現状の遊休農地面積27.3ha、そのうちの緑区分が26.8haとなっております。また、令和6年度に新規に発生した緑区分の遊休農地につきましては、国からその面積の全てを解消目標とする旨通知がありましたが、令和6年度の新規発生面積は0のため、解消目標面積も0としておりま |

す。

次に3ページ目の(3)新規参入の促進における現状及び課題ですが、昨年度については2名、今年度については計3名を計上しております。目標の新規加入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積ですが、過去3年間の権利移動面積の平均の1割以上を目標として定めることとなっているため、ここ3カ年の平均値である279haの1割、27.9haを目標に設定しております。

ただ、この数値につきましては、昨年度も触れましたが、蘭越町においては、あっせん等で農地の貸付希望地を公表する機会がなかなかありませんので、非現実的な目標設定となる旨、振興局には確認済みです。

最後の最適化活動の活動目標については昨年度と同内容、同数値となっております。

以上、今後1年間の農業委員会の最適化活動に向けた目標及び活動計画案として策定しましたので、ご審議をお願いします。

議長
(中井会長)

ただ今、説明がありましたが、ご意見やご質問などありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

それでは、このとおり、北海道と国（農林水産省）へ提出することとしてよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

それでは提出することとします。

日程第11、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

事務局から報告願います。

事務局
(小柳係長)

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、令和7年3月27日提出、蘭越町農業委員長名。

令和7年3月11日付けで、〇〇さんから妻である〇〇さんへ

〇〇番について、相続により所有権移転した旨の届出があったので、報告いたします。

よろしくお願ひいたします。

議 長
(中井会長)

ただ今、事務局から報告がありましたが、ご質問等ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長
(中井会長)

以上で、よろしいですか。

続きまして、

その他の報告を事務局からお願いします。

事務局
(高田局長)

次回総会は4月30日(水)午後1時30分からを予定しておりますので、よろしくお願ひします。

また、農業経営基盤強化法による所有権移転代位登記の実施状況と、令和7年度の現時点での予定について、お手元に配布させていただいております。

続いて、米に関する情勢ですが、まず令和7年産の備蓄米の買入につきましては、米の円滑な流通が確保されるまで、当面の間延期する考えが示されており、現在市場に放出した備蓄米の買い戻しにつきましても、衆議院の予算委員会の中で、秋の状況等を踏まえ実施しないこともあり得るとの発言が江藤農林水産大臣からありました。

また、生産の目安につきましても、令和7年産について、加工用米等のいわゆるリノベ粹からの主食用米への変更容認を求める声が出るのではないかと、この噂も聞いております。

以上で私からの報告を終わります。

議 長
(中井会長)

閉 会 宣 言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第21回 蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後5時30分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩

